

滋賀県いじめ防止基本方針の改定骨子

I 改定の方角性

- 1 国の「いじめの防止等のための基本的な方針」で改定された事項を本県の実情を踏まえて「滋賀県いじめ防止基本方針」に反映します。
- 2 「滋賀県いじめ防止基本方針」の策定後 3 年を経過し、この間のいじめの問題を取り巻く社会状況の変化やいじめ防止等の対策の課題を踏まえた見直しを行います。

(滋賀県いじめ防止基本方針)

第 3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 (省略)

2 基本方針の見直し

本基本方針は、国の基本方針の見直しがあった場合には、その状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

II 滋賀県いじめ防止基本方針の改定のポイント

(1) 国の改定事項への対応

国で改定された事項等について、いじめ問題についての本県の実情や考え方を踏まえて「滋賀県いじめ防止基本方針」に反映します。

○ いじめの防止等のための対策の基本的考え方について

- いじめ問題への対応は、学校における重要課題の 1 つである。
- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであり、容易に解消するものではないという認識のもと「子どもの目線」に立ったいじめの把握と学校の組織的かつ迅速な対応による「いじめの解消(※)」を目指す。
- 「いじめの未然防止」のためには、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動やいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動等の子ども自身の主体的な活動が重要である。

○ 関係機関および地域や家庭との連携について

- いじめの問題について、福祉、医療、司法、警察等の関係機関との適切な情報共有体制を構築するとともに、地域、家庭と連携した対策を推進する。

○ 重大事態への対処について

- 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」により適切に対応する。

※「いじめの解消」の要件を明確化

- ①いじめが止んでいる状態が相当の期間（少なくとも 3 か月を目安）継続していること。
- ②いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを被害児童生徒本人およびその保護者に対し、面談等で確認すること。

(2) 本県のいじめ防止等の対策の課題を踏まえた対応

「滋賀県いじめ問題対策連絡協議会」、「滋賀県立学校いじめ問題調査委員会」の意見や答申において提起された課題に対応します。

課題① 学校の取組が組織的な対応となっていない場合がある	
対 応	主 な 施 策 の 内 容
> 学校の組織的な対応の徹底	○ 学校いじめ対策組織の機能と役割について ・ いじめを発見した教職員が問題を抱え込むことがないように学校いじめ対策組織を中心とした情報共有体制の構築を推進する。
	○ 組織的対応の研修について ・ いじめの情報を共有し、いじめ防止が専門的知識に基づき適切に行われるための研修の充実等を図る。
課題② インターネットによるいじめへの対応が十分でない	
> インターネット上のいじめへの対応の充実	○ 情報モラル教育について ・ 情報モラル教育の充実を推進する。 ・ スマートフォン等の利用にかかる危険性を児童生徒や保護者に対して周知するとともに、その利用方法等について啓発する。
課題③ 学校と警察、司法、福祉、医療等の関係機関や地域との連携が十分でない	
> 学校のみでは適切に対応できない事案について、関係機関等と連携	○ 外部専門家の活用や関係機関との連携について ・ 専門的・多角的な支援を行うために弁護士等の外部専門家の活用や警察、福祉、医療等の関係機関との情報共有体制を構築する。
	○ 地域や家庭との連携について ・ 社会全体で児童生徒を見守るため、学校と保護者や地域の関係者等との協力体制の構築を図る。
課題④ 教員が精神的なゆとりを持って児童生徒と向き合う時間の確保が困難	
> 児童生徒とコミュニケーションを十分に図れるよう教職員の業務負担の見直し	○ いじめに適切に対応できる学校指導体制について ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の外部専門家の活用や部活動休養日の設定、部活動指導員の配置などにより教員が行う業務の明確化や学校の指導体制の整備を推進する。

Ⅲ 今後のスケジュール

- 7月19日 県教育委員会（素案）
- 7月24日 滋賀県立いじめ問題調査委員会
- 8月 4日 滋賀県いじめ問題対策連絡協議会
- 8月25日 県教育委員会（最終案）
- 9月 滋賀県いじめ防止基本方針の改定・公表